

訪問介護及び介護予防訪問サービス重要事項説明書

2024年 6 月 1 日現在

1 当社が提供するサービスについての相談・苦情などの窓口

電話番号： 045-909-5722 (午前9:00～午後5:00まで)

サービス提供責任者： _____

*ご不明の点は、何でもお尋ねください。

2 事業所の概要

(1) 名称・所在地等

事業所番号	1473700928
事業者名	株式会社 ヒューマンケア
事業所名	ヘルパーステーション 青葉ひまわり
所在地	横浜市青葉区美しが丘西2-3-2
サービス提供地域*	川崎市(麻生区・多摩区・宮前区)

*上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者は、事業所の従事者の管理および業務の管理を一元的に行う。

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
サービス提供責任者	介護福祉士	3名	1名	顧客・ヘルパー管理	4名
	介護職員初任者研修修了者	0名	名		0名
事務職員		1名	名	事務	1名
従事者	介護福祉士	8名	6名	訪問介護員	14名
	介護職員初任者研修修了者	0名	8名	訪問介護員	8名

(3) 事業所の営業日と営業時間

平日	午前9:00～午後5:00
土・日・祭日	休み(含む12月30日～1月3日)

(4) サービス提供日とサービス提供時間

サービス提供日	月曜日から日曜日まで
サービス提供時間	午前7時30分から午後8時まで(時間外応相談)

(5) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護者に対し、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者等が、利用者の居宅において入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる世話又は支援等の適切な訪問介護を提供することを目的とします。
運営の方針	<ol style="list-style-type: none">1. ご利用者様の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる世話又は支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたったサービスの提供に努めます。2. ご利用者様の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。3. 提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。
併設サービス	介護予防・日常生活支援総合事業 障害福祉サービス 移動介護 福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護タクシー

3 サービス内容

(1) 身体介護（利用者の身体に直接触れる介助や専門的な援助を行います）

- ① 食事や服薬の介助 食事をとったり、飲み物を飲んだり薬を飲むのを手伝うなどの
介助をします。
- ② 入浴介助や清拭 入浴や洗髪、全身を拭くなどの介助を行います。
- ③ 排泄介助 トイレやポータブルトイレの利用、オムツ交換などの介助を
行います。
- ④ 更衣介助 日常着や外出着、寝間着、下着の着替えや、靴下の履き替えなどの
介助を行います。
- ⑤ 体位の変換や
移乗の介助 楽な姿勢をとれるように、体の向きを変えたり車椅子などへの
乗り移りなどの介助を行います。
- ⑥ 身体整容 顔を洗ったり、歯みがきや、ひげ、髪の手入れ、耳掃除などの
介助を行います。

(2) 生活援助（調理、洗濯、掃除等の家事援助を行います）

- ① 買物や薬の受け取り 日用品などの買物や病院への薬の受け取りなどの援助を行います。
- ② 調理 料理や配膳、片付けなどの援助を行います。
- ③ 掃除 部屋やトイレ、卓上などの掃除やゴミ出しなどの援助を行います。
- ④ 洗濯 洗濯機、手洗いなどの洗濯を行います。

(3) 通院等のための乗車又は降車の介助

- ① 通院等乗降介助 通院等に際して、訪問介護員等が運転する自動車への移動・移乗の
介助を行います。（移送にかかる運賃は別途ひつようになります。）

4 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金(料金表)の1割又は2割です。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額お客様の負担となります。

[お客様ご負担分(1割・2割・3割)料金表の目安]・・・加算含む

①訪問介護(要介護1～5の方)の場合

	20分～ 30分未満	30分～ 1時間未満	1時間～ 1時間30分	1時間30分以上 (30分増すごとに)
身体介護	406円(1割)	643円(1割)	942円(1割)	136円を追加(1割)
	812円(2割)	1,286円(2割)	1,884円(2割)	272円を追加(2割)
	1,218円(3割)	1,929円(3割)	2,826円(3割)	407円を追加(3割)

	20分～ 45分未満	45分以上		1回当たり
生活援助	298円(1割)	366円(1割)	通院等乗降介助	161円(1割)
	596円(2割)	732円(2割)		321円(2割)
	894円(3割)	1,098円(3割)		481円(3割)

*基本料金に対して、早朝(午前6時～午前8時)、夜間(午後6時～午後10時)帯は上記料金の25%増し、深夜(午後10時～午前6時)帯は同50%増しとなります。

*やむを得ない理由で、かつ、お客様の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

②介護予防訪問サービスの場合

サービス内容略称	算定項目	算定回数の考え方	算定単位
介護予防型Ⅰ(90) 介護予防型Ⅰ(80) 介護予防型Ⅰ(70)	事業対象者、 要支援1・2 (週1回程度)	1週60分以下	322円(1割) 643円(2割) 964円(3割)
介護予防型Ⅱ(90) 介護予防型Ⅱ(80) 介護予防型Ⅱ(70)	事業対象者、 要支援1・2 (週2回程度)	1週60分超120分以下	642円(1割) 1,284円(2割) 1,925円(3割)
介護予防型Ⅲ(90) 介護予防型Ⅲ(80) 介護予防型Ⅲ(70)	要支援2 (週2回程度を超える場合)	1週120分超	1,016円(1割) 2,031円(2割) 3,042円(3割)

【特定事業所加算(Ⅰ)】

体制要件、人材要件、重度者対応要件に適合のため所定単位数の20%加算適用となります。

《体制要件》

- ①訪問介護員等・サービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施
- ②利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的な開催
- ③利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告
- ④健康診断等の定期的な実施
- ⑤緊急時における対応方法の明示

《人材要件》

- ①訪問介護員等のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上、又は介護福祉士、実務者研修修了者・並びに介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の占める割合が100分の50以上
- ②全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士、又は5年以上の実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者

《重度者対応要件》

利用者のうち、要介護4、5である者、日常生活自立度（Ⅲ、Ⅳ、M）である者、たんの吸引等必要とする者の占める割合が100分の20以上

【介護職員処遇改善加算（Ⅰ）】

以下の算定要件に適合しているため所定単位数に24.5%加算適用となります。

《 キャリアパス要件 》

キャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系）

- ・介護職員について、職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件を定め、それらに応じた賃金体系を整備する。

キャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等）

- ・介護職員の資質向上の目標や以下のいずれかに関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保する。
 - a 研修機会の提供又は技術指導等の実施、介護職員の能力評価
 - b 資格取得のための支援（勤務シフトの調整、休暇の付与、費用の援助等）

キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組み）

- ・介護職員について以下のいずれかの仕組みを整備する。
 - a 経験に応じて昇給する仕組み
 - b 資格等に応じて昇給する仕組み
 - c 一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組み

キャリアパス要件Ⅳ（改善後の賃金額）

- ・経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の賃金額が年額440万円以上であること

キャリアパス要件Ⅴ（介護福祉士等の配置）

- ・サービス類型ごとに一定割合以上の介護福祉士等を配置していること。

《 月額賃金改善要件Ⅰ 》

月額賃金改善要件Ⅰ

- ・新加算Ⅳ相当の加算額の2分の1以上を、月給（基本給又は決まって毎月支払われる手当）の改に充てる。

月額賃金改善要件Ⅱ

- ・前年度と比較して、現行のベースアップ等加算相当の加算額の3分の2以上の新たな基本給等の改善（月給の引上げ）を行う。

《 職場環境等要件 》

- ・ 入職促進に向けた取り組み
- ・ 資質の向上やキャリアアップに向けた支援
- ・ 両立支援・多様な働き方の推進
- ・ 腰痛を含む心身の健康管理
- ・ 生産性向上のための業務改善の取り組み
- ・ やりがい・働きがいの醸成

【緊急時訪問介護加算・初回加算】

加算等	緊急時訪問介護加算	利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を緊急に行った場合。	139円／回（1割） 278円／回（2割） 417円／回（3割）
	初回加算 （1月につき）	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が、初回もしくは初回訪問の属する月に、自ら訪問介護を行った場合、又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合。	277円／月（1割） 554円／月（2割） 831円／月（3割）

(3) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域へのサービスの提供は無料です。

それ以外の地域へのサービス提供の方は、当事業所の従業員がお伺いするための交通費の実費を頂戴します。

通常の事業の実施地域を越えた所から、片道 1kmあたり50円（百円未満切捨て）

(4) キャンセル料

キャンセルが必要となった場合は、前日17時までにご連絡ください。

当日キャンセルの場合は、キャンセル料を頂きます。（1回800円）

連絡先：045-909-5722

*ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合、キャンセル料は不要です。

(5) その他

① お客さまのお住まいで、サービスを提供するために必要な、水道、ガス、電気等の費用はお客さまのご負担になります。

② 介護サービス中における買物において、車両等をしようした場合は通常の介護サービス利用料以外に1回当たり（往復）車100円、バイク50円をご負担いただきます。直接訪問介護員にお渡しください。

③ 通院・外出介助における訪問介護員等の公共交通機関等の交通費は、実費相当をご負担いただきます。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まず、お電話等でお申込ください。当社職員がお伺いいたします。

サービスの提供の依頼を受けた後、契約を結び、訪問介護計画を作成して、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出があればいつでも解約できます。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の文書がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

1. お客様が介護保険施設等に入所した場合

2. 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と判断された場合

3. お客様が亡くなられた場合および被保険者資格を喪失した場合

④ その他

当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによってすぐにサービスを終了することができます。

(3) サービス利用のために

事項	有無	備考
ホームヘルパーの変更の可否	有	変更を希望される方はお申し出ください 可能な限り対応させていただきます
従業員への研修の実施	有	月1回内・外部研修を実施していますし、 個別に研修も行っています
サービスマニュアルの作成	有	

(4) 緊急時の対応方法

サービス提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業所等へ連絡いたします。

主治医	医療機関名	
	連絡先	
ご家族	①氏名	
	連絡先	
	②氏名	
	連絡先	

(5) 事故発生時の対応方法

ご利用者様に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、ご利用者様の家族、ご利用者様に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、ご利用者様に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村（保険者）	川崎市健康福祉局 地域包括ケア推進室
連絡先	044-200-3719
居宅介護支援事業所	
連絡先	
担当ケアマネージャー	

(6) 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>事業者は、ご利用者様の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>事業者は、従業者に、業務上知り得たご利用者様又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
------------------------	---

9 身体拘束の適正化

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用十分な説明をし、同意を得るとともに、その対応及び時間、その際の利用者の心やむを得ない理由について記録します。

1 0 高齢者虐待防止に関する対策

人権の擁護・虐待の発生、その再発を防止するために高齢者虐待防止委員会について従業者へ周知します。また、指針の整備、研修を実施します。

サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町

1 1 感染症の予防及びまん延防止のための対策

事業所内の衛生管理、介護ケアにかかる感染対策を行い、感染症の予防に努め感染症の発生、その再発を防止するために感染症対策委員会を設置し、その結果周知します。また、指針の整備、研修および訓練を実施します。

1 2 業務継続計画の策定等

- ・感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- ・感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）行います。
- ・感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施しま

1 3 サービスの中止について

災害時等こちらの都合でサービスを中止する場合があります。

- ・自然災害等（台風、大雨、洪水、地震等）
- ・交通災害等（道路の破損、工事等）

身の状況並びに緊急

設置し、その結果に

7 相談窓口、苦情対応

* サービスに関する相談や苦情についての対応窓口

・電話番号	045-909-5722
・FAX番号	045-909-5833
・相談責任者	佐藤 康子
・対応時間	月～金 9:00～17:00

* 公的機関においても苦情申出等ができます。

<p>市町村相談窓口</p>	<p>〒210-8577 所在地 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地 健康福祉局地域包括ケア推進室 電話番号 044-200-3719 FAX番号 044-200-3926 対応時間 9:00～17:00</p>
<p>国民健康保険団体連合会 (国保連)</p>	<p>〒220-0003 所在地 神奈川県横浜市西区楠町27-1 神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護苦情相談課 電話番号 045-329-3447 対応時間 8:30～17:00</p>

**訪問介護及び介護予防訪問サービスの提供開始にあたり、契約書及び本書面に
基づいて重要な事項の説明を行いました。**

(事業所番号 1473700928)

(事業者)	所在地	横浜市青葉区あざみ野1-4-3	三橋ビル4階
	事業者名	株式会社ヒューマンケアー	
	代表者名	代表取締役 萩原 守	印
(事業所)	所在地	横浜市青葉区美しが丘西2-3-2	
	事業所名	ヘルパーステーション 青葉ひまわり	
	管理者名	佐藤 康子	
	説明者	氏名	印

**私は、契約書及び本書面により、事業者からの訪問介護及び介護予防訪問サービス
について重要事項の説明を受け、同意の上交付を受けました。**

利用者	住所		
	氏名		印
(保証人)	住所		
	氏名	(続柄	印)